

国民年金

学生のみなさん 『学生納付特例制度』をご存知ですか

国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。しかし、学生については、申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の保険料が未納になっていると、万一病気やケガで重い障害が残ったときに、障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。学生であって所得が少なく保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請してください。

なお、学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認を受けてから10年間のうちに保険料を納付（追納）することができます（承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります）。

対象となる学生は、大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校などのほか、各種学校（1年以上の就学課程に限る）に在学する20歳以上の学生です。

また、夜間・定時制・通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

- 申請の際は、基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）と学生証（又は在学証明書）が必要となります。
- 前年の所得が一定額以上の場合には、申請が承認されない場合があります。
- 前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年必要です。申請は、国民年金担当窓口（山武市市民課）に提出してください。

問合せ

市民課高齢者医療年金係 ☎(80)1142
千葉社会保険事務所 ☎043(242)6320

国・特殊法人の仕事（年金、医療保険、労働災害、登記事務、道路、行政窓口サービス）について、要望や苦情などがありましたら、気軽にご相談ください。

例えば・・・
などがありましたら、気軽にご相談ください。

ホーリーページ
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html>
市では、毎月行政相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は守られますのでご利用ください。（相談日程は26頁参照）

市では、毎月行政相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は守られますのでご利用ください。（相談日程は26頁参照）

◆ 共済期間と会費
在籍している学校等でお申じて申込書を配布しています）
し込みください。（学校等を通じて申込書を配布しています）

* 中学3年生が卒業後も引き続き一般会員になる場合、特例で期間を延長して加入することができます。（共済期間は翌年8月31日まで、会費は200円増）

※ 交通災害共済見舞金の請求を忘れていませんか？請求には時効がありますので、ご注意ください。

問合せ 市民課市民生活係 ☎(80)1271

国・特殊法人の仕事（年金、医療保険、労働災害、登記事務、道路、行政窓口サービス）について、要望や苦情などがありましたら、気軽にご相談ください。

電話番号
043(244)1100
FAX 043(246)9829

◆ 加入申込み
市内幼稚園、小・中学校、保育所等に在籍しているお子さんは、交通災害共済に「集団加入」することができます。

相談 5月19日（月）～25日（日） 春季行政相談強調週間



共済 交通災害共済 集団会員を募集



申込日	共済期間	会費（一人）
5月31日まで	6月1日～翌年5月31日	350円
6月1日から 8月31日まで	9月1日～翌年5月31日	300円